

連結の範囲基準～一般基準～

意思決定機関を支配している会社を子会社とする。

- ①議決権の過半数を所有している会社
- ②議決権の40%以上、50%以下を所有し、かつ、
 - i) 緊密な関係者、議決権を自己と同じように行使することに同意している者が所有する議決権を合わせると過半数の議決権となる場合
 - ii) 現・元役員、使用人が意思決定機関の構成員の過半数を占める場合
 - iii) 重要な財務・営業・事業の方針決定を支配する契約が存在する場合

連結の範囲基準～一般基準（続）～

- ②議決権の40以上、50%以下を所有している会社であって、かつ、（続き）
 - V) その他他の会社の意思決定機関を支配していることを推測させる事実が存在する場合
- ③自己が所有する議決権+緊密な関係者・同意している者が有する議決権>過半数の議決権となる会社であって、かつ、上記②のii) からV) までのいずれかの要件に該当する場合

連結の範囲基準～特別目的事業体①～

特別目的事業体 (special purpose entity: S P E)
資産流動化法に基づいて設立される会社等
(特徴はスライド、No.11を参照)

次の場合は非連結（財務諸表等規則第8条7項）

- ①適正な価額で資産を譲受したこと
- ②譲受した資産から得られた収益を証券の所有者に享受させることを目的としていること
- ③事業内容の変更が制限されていること
(追加の資産取得不可、借入れ制限など)

連結の範囲基準～特別目的事業体②～

検討課題（JICPAの提言、2005年9月30日）

- ①資産流動化法の改正により業務制限が緩和
(資産の取得、借入の規制緩和)
- ②S P Eの性格の変化
受動的事業体 → 能動的事業体
- ③開発型S P Eの増加
 - * マンションを開発し第三者に譲渡する例
 - * 商業施設を建設し特定の企業に賃貸する例



流動化目的だけを想定した連結範囲基準の限界

連結の範囲基準～特別目的事業体③～

国際会計基準 (I A S B) の動向

- ①支配の定義：他の企業の活動を左右するパワー
過半の利益享受・損失負担
- ②S P Eも原則連結

日本基準の動向

- ①当面現行の非連結扱いを存続しつつ、今後、特例廃止も含め検討
- ②特例により非連結とされたS P Eの開示強化
開示対象目的会社と当該会社を利用した取引の概要・取引金額、債権債務の残高

連結の範囲基準～投資事業組合①～

投資事業組合における支配の独自性と多様性

- * 出資者が業務執行機関を設置せず、直接、業務執行の決定を行うのが通例 → 議決権基準がそぐわない。
 - * 業務執行権限を持つ者の多様性
 - 有限責任組合の場合：無限責任組合員
 - 民法上の任意組合の場合：業務執行組合員
 - 商法上の匿名組合の場合：営業者
- 組合員の中に業務執行権限を有する者が存在する場合、投資事業組合はその者の子会社に該当

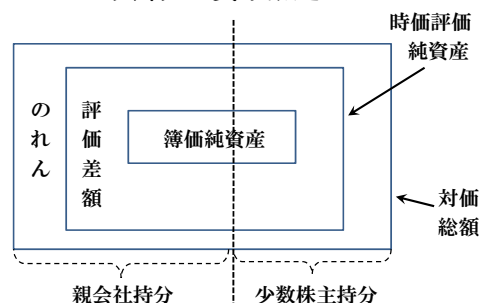
連結の範囲基準～投資事業組合②～

企業会計基準委員会「実務対応報告第20号」

- ①意思決定権限に代えて業務執行権限に着目
組合員の中に、緊密な関係者等が有する権限を合わせて、業務執行権の過半を実質的に有する者が存在する場合、投資事業組合はその業務執行組合員の子会社とする。
- ②留意事項
業務執行権限が40%未満でも、過半の利益を享受するか、過半の損失を負担する組合員が存在する場合は、その者の子会社とする。

資本連結の概念図

＜子会社の資本勘定＞



支配獲得時の資本連結①

簿価評価資本連結法（H9以前の日本基準）

- ①連結子会社の資産・負債を簿価のまま親会社の投資勘定と相殺消去
- ②投資消去差額の原因分析
子会社の資産の含み益に起因する場合
→ 当該資産の評価修正
子会社の超過収益力に起因する場合
→ のれんを計上
- ＜コメント＞後で評価替えをするのなら、初めから評価替えし、のれんを認識すればよい。

支配獲得時の資本連結②

時価評価資本連結法（H9改訂の日本基準）

- 連結子会社の資産・負債を時価で評価替えの上、親会社の投資勘定と相殺消去
買収の対価 > 子会社純資産の時価、の場合
相殺差額 = 正ののれん
買収の対価 < 子会社純資産の時価、の場合
相殺差額 = 負ののれん

支配獲得時の資本連結③

全面時価評価法

- * 子会社の資産・負債を支配獲得日の時価で評価する方法

- * 時価簿価差額を少数株主持分に反映

部分時価評価法

- * 子会社の資産・負債のうち、
 - ・親会社持分相当は取得日毎の時価で評価
 - ・少数株主持分相当は子会社の個別財務諸表上の金額で評価

支配獲得時の資本連結④

H9年改訂基準

全面時価評価法と部分時価評価法の選択適用

H20年連結会計基準（H20年12月26日制定）

全面時価評価法に一元化

- ・実務では大多数が全面時価評価法を採用

（注）H18年度中の決算、3,451社中3,326社（96.4%）が全面時価評価法を採用

- ・企業結合会計基準との整合性を図る。

コメント：支配力基準との整合性

支配が及ぶ範囲は持分比率に拘わらず全面的